

1 服装等について

すべて清潔・質素を旨として、附属中生らしく身だしなみを整えるよう心がける。次にその基準を示す。細部については別に定めるので学校の指導を受けること。

(1) 標準制服

○ Aスタイル (男子)

本校指定の学生服を着用する。

ボタンは本校指定のものをつける。

ズボンには派手でないベルト（黒・茶）を使用する。

ズボンの腰穿きや、ワイシャツの裾をズボンから出して着用することは厳禁とする。

学生服を改造した場合、ただちに元に戻す。元に戻らない場合は買い直すこと。

○ Bスタイル (女子)

本校指定の冬用の制服を着用する。

スカートは黒を正装とする。

スカートの長さは膝上にかかる程度までとする。

スラックスには派手でないベルト（黒・茶）を使用する。

本校指定のベスト・セーター着用可。

上着の下は白のワイシャツとし、本校指定のリボンをつける。

公式の場（入学式・卒業式及び始業式・終業式等）においては正装とする。

（ブレザー、黒のスカート、リボン）

制服を改造した場合、ただちに元に戻す。元に戻らない場合は買い直すこと。

(2) 夏期の服装

標準Aスタイルは上着を着用せず、白のワイシャツとする。

標準Bスタイルは本校指定の夏用の制服とする。（両スタイルとも本校指定のベスト着用可）

なお、5月・6月及び9月・10月は移行期とし、その日の天候によっては、冬用または夏用の制服を着用してもよい。

（ただし、6月最初の授業日は夏用の制服、10月初めの後期始業式は冬用制服の正装とする）

ベスト、セーターは、本校指定のものとする。

*制服に関して特別な配慮を必要とする者に対してはその都度審議する。

(3) 靴

黒か茶色普通形の短革靴、または運動靴とする。

(4) 靴下

標準Aスタイル着用…白、黒、紺、グレーの単色を原則とする。

標準Bスタイル着用…黒、紺の単色を原則とする。（冬季は黒ストッキングを認める。）

(5) コート類

冬季においては防寒用のコート等を着用してよい。ただし色やデザインの派手なものは着用を禁ずる。

(6) カバン

学生カバン、スポーツバック、デイパックのいずれかとする。

(7) 頭髪

常に中学生らしく整髪する。

標準Aスタイル着用 of 生徒は目、襟、耳が隠れない長さにする。

髪 of 脱着色や変形等をしないこと。

(8) 体操服・上履き（色は学年色）

本校所定のものとし、必ず氏名を明記すること。

上履きを忘れた場合は貸し出し用のスリッパ（職員室）を使用し、使用後は速やかに返却する。

- (9) 異装について
やむを得ないときは、あらかじめ所定の様式により許可をえること。
- (10) その他
装飾品（ピアス、ネックレス、指輪等）を身につけない。化粧は禁止する。

2 校内生活について

学習環境や秩序を保つために、特に次のことに留意する。

- (1) 欠席する場合は、事前に届け出る。
- (2) 遅刻したときは、職員室で「遅刻カード」に記入し、押印を受けた後、それを持って教室に入る。
- (3) 途中外出するときは、担任に申し出て許可を受ける。
- (4) すべての所持品に記名する。
- (5) 友人間で金銭のカンパをしたり、これに応じたりしない。
- (6) 登下校の際（土日曜祭日・長期休業も含む）は制服を着用する。
- (7) スマートフォン・携帯電話等は、ルールとマナーを守り、節度を持って使用すること。校内においては、授業中、教室等の移動、集会時などでは使用を禁ずる。1・2年生は、朝のSHRから帰りのSHRまで、学校保管とするが、情報の授業等での使用はこの限りではない。
- (8) 授業の開始と終了の時刻が適切に守られるように意識して行動する。教室を移動しての授業には細心の注意を必要とする。
- (9) 給食は、清潔を第一とし、速やかに配膳するとともに、感謝の心をもって食事をする。
- (10) 清掃活動は、各自の分担に従って積極的に行い、愛校心を育む。
- (11) 部活動は、開始・終了の時刻を守り、精一杯活動する。
- (12) 学校の備品等を損傷したときは、速やかに報告する。状況により弁償の場合もあり得る。

3 校外生活について

銚田一高附属中生としての誇りを持って行動する。

- (1) 深夜（午後11時から翌日の午前4時まで。）の外出を避ける。また、友人間の外泊をしない。
- (2) スマートフォン・携帯電話の使用については、事件等に巻き込まれないように十分注意して使用すること。（SNS等への誹謗・中傷等書き込みは禁止する。）

4 登下校について

登下校は、徒歩、自転車、スクールバス、鉄道等によるものとし、通学方法を学校へ知らせておく。

- (1) 登下校においては、交通法規を守り、事故防止に努めるとともに、マナーを守る。
- (2) 自転車乗車時は、安全のために蛍光タスキと自転車用ヘルメットを必ず着用する。
- (3) 通学用の自転車及びヘルメットについては、本校所定のステッカーを指定された箇所に貼付する。
- (4) 通学用自転車は点検整備済のTSマーク（賠償責任・傷害保険付）を貼り、防犯登録をしたものが望ましい。

5 持ち物について

- (1) 身分証明書は常に携行する。
- (2) 学校で必要な現金等の貴重品は、担任に預ける。
- (3) 学習に不必要なもの（マンガ本、アクセサリ、菓子類、ゲーム類、携帯型音楽プレーヤー類、その他教師が不必要と判断したもの）は、持ち込みを不可とする。

6 その他

学生総合保険・自転車総合保険については、学校では取り扱わないため、保護者の任意の判断で加入する。